

# 福島企業移住 支援事業補助金

R8 (2026年)  
募集開始



## 福島県内への オフィス開設・移転を 支援します。

**福** 島県は大きく3つの地域に分かれています。  
太平洋沿岸の浜通りは冬でも暖かく、温暖な気候です。  
中央に位置する中通りは、高速道路や新幹線などの交通網が  
充実しています。西側の会津地方は、ICTを活かした街づくりに  
力を入れています。福島県は、安定した事業環境が整っています。

業務上の行き来もラクラク

東北新幹線利用で  
約90min  
東京都 ⇄ 福島県



### 補助金

最大

- 建物取得あり
- 建物取得なし(賃借)

2,000万円  
500万円

### 加算金

最大

年度内の  
転入社員数に  
応じて

100万円

アクセス



募集期間

▶ 令和 8(2026)年12月25日まで

制度に関する詳細はウラ面にて

# 補助内容

令和8年度

(2026年)

首都圏等の企業が、県内にサテライトオフィス等の拠点を設け、テレワークにより事業内容や取引先等を変えずに、ゆとりある勤務環境を実現する際の施設整備費用の一部を最大2,000万円まで補助します。

## 補助対象者

次の①～④の全てに該当する**企業**

※ここでは「企業 = 会社法に規定する会社」とします。

① 福島県内に本社を有していない企業であり、サテライトオフィス等で勤務する社員が主にテレワークにより事業を実施する企業<sup>(※)</sup>

※日本標準産業分類における「情報サービス業」、「インターネット付随サービス業」、「映像・音声・文字情報制作業」、「広告業」等の業種とし、その他業種は提出のあった事業計画等において、テレワークによる業務の実施が十分に見込まれると県が判断する企業。

② 補助金で整備した施設を5年以上維持・運営する見込みのある企業

③ 令和9年度末までに、福島県外から福島県内に転入した社員を2名以上配置する企業

④ 補助金で整備した施設を拠点に、社会・地域貢献または地域課題解決等のCSV経営に取り組む意思のある企業

## 対象経費

※令和9年2月19日までに完了する事業が対象となります。なお、完了日については、計画書における施設等の整備が完了した日となりますが、加算金を含む場合は社員の転入日（住民票の異動を伴う）となります。

① 建物取得費（施設の取得に要する経費）

※土地取得等に係る経費は対象外です。

② 改修工事費（改修のための工事費）

③ 役員費（施設への引越・移転に係る経費）

④ 環境整備費（テレワーク環境を整備するための設備費や消耗品費）

⑤ 賃借料（事業期間中における施設の賃料）

※敷金、礼金等は対象外です。



### 注意事項

※既に自社で整備しており、福島県内に所有しているサテライトオフィスの拡充は、この補助制度の対象になりません。  
※令和8年度に施設整備が完了しても、令和9年度末までに転入社員が2名以上配置されなかった場合は、補助金を返還いただく場合がございます。

## 補助率・補助上限額

補助率

対象経費の**3/4**まで

補助上限額

建物取得あり **2,000万円**

建物取得なし（賃借） **500万円**

## 加算金

令和8年度の事業期間中に、福島県外から福島県内への転入社員を配置した場合

1人につき**20万円**を加算!

※最大5名、計100万円まで

## 企業向け事業についてのご紹介

福島県では企業向けに以下の事業も実施しています。ご興味のある企業様は、WEBサイトからぜひお問合せください。

コラボ  
ふくしまCOLLAB - 企業と地域をつなぐ -



## 転職なき移住なら、ふくしま。

本県へ移住された方の暮らしや仕事の風景を通して、転職なき移住先としての福島県の魅力や可能性を動画で紹介しています。こちらもぜひご覧ください。



まずは右記までお気軽にお問い合わせください。

☎ **024-521-7119**

✉ [ui-turn@pref.fukushima.lg.jp](mailto:ui-turn@pref.fukushima.lg.jp)

制度の詳細についてはこちらをご確認ください

ふくしまぐらし

